平成２２年（フ）第９８６９号
大阪市城東区新喜多２丁目１番11号
債務者　猪上　　崇
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７５号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目23番20号　校南文化202号
債務者　松田　誠彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９３号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1002号
債務者　中村　麻衣
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９号
大阪府門真市朝日町20番25号
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９号
大阪市東住吉区田辺６丁目４番１号
債務者　三宅　正豪
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―611号
債務者　坂本　弘樹
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―611号
債務者　西原友愛こと　坂本　理美(旧姓櫻木)
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１号
大阪府東大阪市旭町17番21号　旭ガーデンハイツ108号
債務者　東田　光子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０号
大阪府寝屋川市木屋町10番３号
債務者　北口　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９号
大阪市平野区瓜破東１丁目13番19号
債務者　原口　健士（旧姓修行）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５号
大阪市平野区加美東６丁目６番３―419号
債務者　松井　景子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３号
大阪市東住吉区西今川１丁目５番５号
債務者　大河内玲子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６号
大阪府東大阪市荒本北２丁目１番７―503号
債務者　服部　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４号
大阪府吹田市内本町３丁目15番７号
債務者　山添　佐知
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２４号
大阪市淀川区新高１丁目13番40―206号
債務者　阪本　憲市
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番３―607号、前住所大阪府八尾市春日町４丁目６番18号メゾンかすが403号
債務者　井上　冨榮
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０号
大阪府豊中市末広町３丁目12番１―410号
債務者　橋本　希恵
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２号
大阪市港区池島２丁目１番30―404号
債務者　西岡　　茜（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部